

広島市告示（東区）第6号
令和8年4月10日

平成15年3月27日付けで地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体として認可した戸坂新町一丁目町内会（代表者土本 誠治）について、下記のとおり告示事項を変更しましたので、同条第10項の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

記

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名及び住所

土本 誠治 広島市東区戸坂新町一丁目11番1号を

久保 優二 広島市東区戸坂新町一丁目11番9号に変更する。

2 事務所の所在地

広島市東区戸坂新町一丁目11番1号 を

広島市東区戸坂新町一丁目11番9号 に変更する。